

平成 27 年 11 月

教育委員会定例会会議録

日 時	平成27年11月25日(水)
	午前9時00分～10時05分
場 所	教育委員会 会議室

平成27年11月 豊田市教育委員会 定例会 会議録

開会日時 平成27年11月25日(水) 午前 9時00分  
 閉会日時 平成27年11月25日(水) 午前10時05分  
 場 所 豊田市役所 教育委員会 会議室 (東庁舎6階)

■ 出席委員

教 育 長	福 嶋 兼 光
教育長職務代理者	加 藤 直 樹
委 員	豊 田 彬 子
委 員	山 田 勝 正
委 員	藤 田 由美子
委 員	神 崎 恭 紀

■ 説明のために出席した職員

1 : 教育行政部	教育行政部長	宮川 龍也
	教育行政部副部長	大谷 哲也
	教育政策課長	近藤 雅雄
	文化振興課長	築山 忠司
	文化財課長	森 泰通
	スポーツ課長	伊藤 勝介
	図書館長	堀野 強
	美術館副館長	伊藤 達也
2 : 学校教育部	学校教育部長	山本 浩司
	学校教育部副部長	太田 庸介
	学校教育課長	加藤 義和
	教育センター所長	筒井 健一
	青少年相談センター所長	久野 友士
	学校づくり推進課長	水野 智弘
	保健給食課長	奥村 洋
3 : 社会部	社会部長	塚本 誠
	生涯学習課長	南 良明
4 : 子ども部	子ども部長	成瀬 和美
	保育課長	村中 正史
■ 事務局：書記	教育政策課副課長	佐藤 英之
	教育政策課担当長	大上 良典
	教育政策課主査	古井祐巳子

■ 傍聴者： なし

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 前回会議録（10月定例会）の承認について
- 3 議 事

番 号	案 件
議案第43号	教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について ①豊田市文化財施設条例の一部を改正する条例について ②豊田市立学校設置条例の一部を改正する条例について ③豊田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について ④指定管理者の指定について（豊田市教職員会館テニスコート） ⑤指定管理者の指定について（豊田市生涯学習センター浄水交流館）
議案第44号	豊田市文化財施設管理規則の一部を改正する規則について
議案第45号	豊田市生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則について
議案第46号	平成27年度教育委員会点検・評価報告書の決定について
報告第4号	専決処分の報告について ①損害賠償額の決定について （小学校における物損事故（学校教育課）） ②損害賠償額の決定について（公用車による交通事故（学校教育課）） ③損害賠償額の決定について（公用車による交通事故（保育課））

## 5 その他報告事項

- (1) 審議会結果報告について
  - ①豊田市文化財保護審議会
  - ②豊田市スポーツ推進審議会
  - ③豊田市いじめ防止対策委員会
  - ④豊田市学校給食センター運営委員会
- (2) 生涯学習審議会答申について

## 6 閉 会

平成27年11月

## 豊田市教育委員会定例会議事録

### 1 開 会

福嶋教育長：ただいまから平成27年11月豊田市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 前回会議録の承認について

福嶋教育長：前回会議録の承認を行わせていただきます。前回の会議録につきましては、お目通しをいただくために事前に送付をさせていただきました。現在のところ委員の皆様方からのご意見等のご連絡はございませんが、この内容でご異議ございませんでしょうか。

全委員異議なし

福嶋委員長：異議もないようですので、前回会議録を承認いたします。

### 3 議 事

福嶋教育長：議案第43号「教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見の申し出について」を議題とします。①豊田市文化財施設条例の一部を改正する条例について、説明をお願いしたいと思いますが、議案第44号「豊田市文化財施設管理規則の一部を改正する規則について」は、本件と関連をしておりますので、一括して説明をいただきまして、それぞれの議案について採決をしたいと思います。

文化財課長、説明

内容：平成28年度から一般公開予定である文化施設（旧松本家長屋門、豊田市民芸の森）の追加等のため、豊田市文化財施設条例及び豊田市文化財施設管理規則について、所要の改正を行いたい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

福嶋教育長：足助資料館大河原分館については、観覧の申し出が過去5年間で1回しかなかったようですが、今後、観覧の申し出があった場合はどうなりますか。

森 課長：過去に申し出のあった1件は、分館を見たいということではなく、そこに収蔵されていた特定の民具を見たいというご要望でした。今後もそういう要望については、その都度対応してまいります。

福嶋教育長：続きまして、②豊田市立学校設置条例の一部を改正する条例について、説明をお願いします。

学校づくり推進課長、説明

内容：寺部小学校の移転及び（仮称）第2梅坪台中学校の開校のため、豊田市学校設置条例について、所要の改正を行いたい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、③豊田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたしますが、⑤指定管理者の指定について、及び議案第45号「生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則について」も関連しますので、3件を一括して説明していただきたいと思います。

生涯学習課長、説明

内容：浄水交流館の新設、前林交流館の移転新築等のため、豊田市生涯学習センター条例及び豊田市生涯学習センター管理規則について、所要の改正を行いたい。また、浄水交流館の新設に伴い、浄水交流館の指定管理者を指定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、④指定管理者の指定について（豊田市教職員会館テニスコート）について、説明をお願いいたします。

教育センター所長、説明

内容：豊田市教職員会館テニスコートの指定管理者を指定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、⑤指定管理者の指定（豊田市生涯学習センター浄水交流館）についてですが、先ほど一括して説明、質疑を行いました。議案第43号について、原案のとおり可決するとことにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第43号については原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第44号「豊田市文化財施設管理規則の一部を改正する規則」についてですが、先ほど一括して説明、質疑を行いました。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第44号については原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第45号「豊田市生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則」につきまして、先ほど一括して説明、質疑を行いました。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第45号については原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第46号「平成27年度教育委員会点検・評価報告書の決定について」説明をお願いいたします。

教育政策課長、説明

内容：市議会へ提出するため、「平成27年度教育委員会点検・評価報告書」を決定したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

この内容につきましては、これまでも委員の皆様にご確認いただき、特に4、5ページの最終評価については、過日、評価会議で議論していただきましたが、意見の相違点等もございましたので、今回、最終形としてまとめ、変更箇所もありませんので、ご意見があれば伺いをしたいと思います。

質問なし

福嶋教育長：議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

## 全委員異議なし

福島教育長：異議もないようですので、議案第46号については原案のとおり可決いたします。この報告書については、12月上旬に私から市議会に報告いたします。

続いて報告案件に移ります。報告第4号「専決処分の報告について」、①損害賠償額の決定について（小学校における物損事故）、説明をお願いいたします。

### 学校教育課長、説明

内容：古瀬間小学校において発生した、草刈り作業時における物損事故の損害賠償について報告

福島教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

加藤 委員：事故防止策として、注意事項の配付、安全点検表等がありましたが、点検表には決められた服装、保護具、例えばフェイスシールド等の使用について明記されていますか。また、危険区域が半径何メートルであるかもきちんと明記してありますか。

加藤 課長：点検表には、まず事前に草刈り作業の通知を学校関係者や児童、保護者に知らせているかという項目から始まり、周囲の石などが除去してあるか、長袖長ズボンの着用、防塵眼鏡の着用というチェック項目も明記されています。また、作業前には、半径5メートルの間に物や車等がないか確認することもチェック項目にありますが、今回の事故はこの点検表によるチェックを怠ったことが問題でした。

加藤 委員：刃のかけらは結構遠くまで飛んでいくケースが多いので、企業では危険範囲を0.10メートル設けているケースもありますので、その辺りはご一考願えればと思いますが、何よりもまず、そういうルールを徹底するということが非常に重要であると思います。

福島教育長：続きまして、②損害賠償額の決定（公用車による交通事故）について、説明をお願いいたします。

### 青少年相談センター所長、説明

内容：小坂本町地内において発生した、公用車による交通事故の損害賠償について報告

福島教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

加藤 委員：損害賠償額6万480円というのは、車止めポールの損傷の賠償額ですが、公用車の損害についてはいかがでしたか。

久野 所長：車については修理代が約15万円でした。

福島教育長：公用車の事故については、どの所管でもあり得る話ですので、教育委員会全体

でもう一度徹底するように私からもお願いしたいと思います。

続きまして③損害賠償額の決定について（公用車による交通事故）、説明をお願いいたします。

#### 保育課長、説明

内容：山之手こども園地内において発生した、公用車による交通事故の損害賠償について報告

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

神崎 委員：保険料増額分を市が補償するという例をあまり聞いたことがないのですが、全ての事故について、市がこのように補償しているのでしょうか。

村中 課長：相手方の修理代を保険で対応した場合と、修理代を市が直接負担した場合を比較して、今回は保険を利用して等級が下がった分の補償をしたほうが安価であったため、そのように対応しました。

神崎 委員：厳しい言い方をすると、原因は本人の運転ミスによるものなので、自己負担にならないのですか。

村中 課長：勤務中に起きた事故でなければ当然本人の責任になりますが、今回は公務中に起きた事故のため、自家用車であっても公用車扱いとなりますので、市の過失、市の負担になります。

山田 委員：個人が加入している保険会社から相手方に直接支払われることになるのですか。

村中 課長：はい。そして、市は職員に対し、等級ダウンに係る保険料増額分を補償することになります。

## 5 その他報告事項

福嶋教育長：その他報告事項に移ります。

(1) 審議会結果報告について①文化財保護審議会について、説明をお願いします。

#### 文化財課長、説明

内容：歴史継承拠点、歌舞伎伝承館、旧鈴木家住宅、民芸の森、とよた歴史マイスターについて協議したことを報告

福嶋教育長：続きまして、②豊田市スポーツ推進審議会について、説明をお願いします。

#### スポーツ課長、説明

内容：スポーツコミッションについて協議したことを報告



福嶋教育長：続きまして、③豊田市いじめ防止対策委員会について、説明をお願いします。

青少年相談センター所長、説明

内容：いじめの解消の定義について、いじめの未然防止の取組、いじめ問題調査委員会の設置や調査・報告方法について協議したことを報告

福嶋教育長：続きまして、④豊田市学校給食センター運営委員会について、説明をお願いします。

保健給食課長、説明

内容：東部給食センターの運営の検証、給食費の改定について協議したことを報告

福嶋教育長：それでは、4つの審議会の結果について、質問があればお願いいたします。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、(2)生涯学習審議会の答申について、説明をお願いします。

文化振興課長、説明

内容：豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針についての答申内容を報告

福嶋教育長：説明が終わりましたので、ご質問等があればお願いいたします。

質問なし

福嶋教育長：事前に報告のありました案件については全て終了いたしました。

平成27年11月豊田市教育委員会定例会を閉会いたします。

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月22日

豊田市教育委員会  
教育長

福嶋兼光